

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

	年間支給月数		
	現行	令和3年度(案)	令和4年度以降(案)
期末手当	2.55	2.40(0.15)	2.40(0.15)
6月	1.125	1.125(-----)	1.05(0.075)
12月	1.175	1.175(変更なし)	1.10(0.075)
3月	0.25	0.10(0.15)	0.25(変更なし)

令和3年度分の引下げは、令和4年3月期末手当において行う。

2 施行期日

- (1) 令和4年3月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- (2) 令和4年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和4年4月1日